

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀市兵庫町大字西湖1677番地6

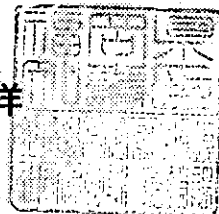
氏 名 株式会社丸信開発工業

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

代表取締役 宮地 三枝子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 25 年 4 月 16 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 30 年 4 月 15 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類、動物のふん尿（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上13品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 4月16日

更新許可

平成25年 4月16日

更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有

無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※ 更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

産業廃棄物処理業変更届出書の「廃止した事業又は変更した事項の内容」について

新

佐賀11ゆ2912
佐賀100は3967
佐賀100は2739
佐賀100は4006
佐賀100は4007
佐賀100は1075
佐賀400さ8246
佐賀100さ168
佐賀100す4121
佐賀100す3423
佐賀11せ8206
佐賀400そ2837
佐賀400そ1002

旧

佐賀11ゆ2912
佐賀100さ3265
佐賀400そ2837
佐賀400さ8246
佐賀100さ168
佐賀11せ8206
久留米130せ557
久留米130す558
久留米130す559
佐賀100は2739
佐賀100は1075